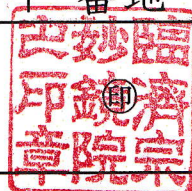


妙鏡院 竹林精舎 合同永代供養墓 生前申請 契約書

請負者	郵便番号	住 所	
(甲)	〒845-0004	佐賀県小城市小城町松尾3892-1 番地	
	電 話	0952-73-2882	
	妙 鏡 院	住職	阿比留 節 眞
申請者	郵便番号	住 所	
(乙)	-		
氏 名		(印)	
契約年月日		年 月 日	
自 宅 電 話			
携 帯 電 話			
永 代 供 養 対 象 者			
俗名(生前の氏名)		年 齢 (満)	墓石に彫刻する・しない
		歳	○×を付けて下さい
没年月日			墓石の彫刻
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			
俗名(生前の氏名)		年 齢 (満)	墓石に彫刻する・しない
		歳	○×を付けて下さい
没年月日			墓石の彫刻
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			
※契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印・割印のうえ各自1通を保有します。裏面に記載の契約内容を(乙)は理解し承認したので、永代供養対象者について永代供養を(乙)は(甲)に申請・契約します。 ※竹林精舎の法名塔(墓石)に故人様の俗名・戒名(法号)・年齢を彫刻して永遠に残しますか？ 墓石に彫刻を希望される方は彫刻代として、1霊につき費用を頂戴します。(刻印料金は変動あり) 対象者の合同永代供養は、お正月・春と秋の彼岸供養・7月のお盆・8月のお盆供養。 妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(4月)、永代供養者の施餓鬼供養も行う。 年6回供養する			

出印章



妙鏡院 竹林精舎合同永代供養墓 生前申請 契約書

※ 契 約 内 容 ※

第1条 請負者妙鏡院(以下、【甲】という。)と申請者(以下、【乙】という。)は次のとおり契約(以下【本契約】という)を締結する。

(甲・乙)は、契約に際し、関係法令第1条～第15条の契約内容を遵守すること。

第2条 契約に関し、(甲)の瑕疵によらない事柄についてトラブルが生じた場合は、(乙)もしくは(乙の代理)乙側の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。乙側に誰もいない場合は(甲)に一任する。

第3条 永代供養対象者(以下『対象者』という。)は、その宗旨(各宗派)に関わらず、(甲)の信者として(甲)の供養方式で永代供養を受けるものとする。(甲)の供養以外での供養方式は一切禁止とする。

第4条 竹林精舎(合同永代供養塔)に対象者は埋葬(納骨)する。ペットの埋葬は一切出来ない

第5条 (甲)は、(甲)が存続する間、(甲)の方式で責任を持って対象者の御霊供養を永遠に行うものとする。ただし、天災や戦争など避けがたい事情により、供養が出来なくなった場合はその限りではない。

第6条 (甲)は、遺骨のみを預かり供養する。位牌は一切預からない。竹林精舎合祀墓に埋葬する対象者の遺骨は粉末にして合祀墓に埋葬する。埋葬後は(甲)にある他の永代供養への変更は一切出来ない。

第7条 対象者を(甲)の永代供養過去帳に記入し保管するも法令等に基づく場合を省き一切公開・公表はしない

第8条 (乙)は(甲)が定める永代供養料(対象者人数分)と合祀墓に納骨/埋葬供養費(対象者人数分)※オプションを申請者された方は(オプション費)を支払う。(支払いは契約の時に全額一括とする)

第9条 (甲)は(乙及び乙の家族)に年会費/護持会費・管理費・入壇料・毎年の合同永代供養料寄付・供養塔の追加建設に関する特別寄付なども含み永遠に求めないことを約束する。

第10条 (甲)は、永代供養対象者・それ以外の者のお葬式・年忌供養など別途供養申請があった場合原則お受けするも費用・お布施は別途頂戴する。(申請前にお布施・経費は住職に確認のこと)

第11条 対象者の年忌供養や別途供養を(甲)に申請する場合は、1霊につき 別途3万円(お布施は変動あり)のお布施を頂戴する。供養内容によって別途経費が生じる場合あり。(乙は甲に確認のこと)

第12条 乙が契約書を紛失した場合、契約破棄と(甲)は判断するため再交付は絶対に致しません。

第13条 対象者の合同永代供養は、正月(新年)・春と秋の彼岸供養・七月のお盆・八月のお盆に供養する。妙鏡院檀信徒施餓鬼供養の時に対象者の施餓鬼供養も甲の本堂で行う。毎年6回合同供養する

第14条 本注意事項に関する以外の事項について、必要が生じた場合は、(甲)(乙)が協議の上解決を図る。乙及び乙の代理が協議に出席できない場合、乙は甲にすべてを一任するため甲の判断で速やかに解決する

第15条 契約終了後は如何なる理由でも契約解除・クーリングオフは適用しない お骨・費用は一切返還しない。

妙鏡院 竹林精舎合同永代供養墓 生前申請 契約書

妙鏡院宗印

妙鏡院宗印

請負者	郵便番号	住 所	
(甲)	〒845-0004	佐賀県小城市小城町松尾3892-1 番地	
	電 話	0952-73-2882	
	妙 鏡 院	住職	阿比留 節 眞
申請者	郵便番号	住 所	
(乙)	-		
氏 名		(印)	
契約年月日		年 月 日	
自 宅 電 話			
携 帯 電 話			
永 代 供 養 対 象 者			
俗名(生前の氏名)		年 齡 (満)	墓石に彫刻する・しない
		歳	○×を付けて下さい
没年月日			墓石の彫刻
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			
俗名(生前の氏名)		年 齡 (満)	墓石に彫刻する・しない
		歳	○×を付けて下さい
没年月日			墓石の彫刻
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			
※契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印・割印のうえ各自1通を保有します。裏面に記載の契約内容を(乙)は理解し承認したので、永代供養対象者について永代供養を(乙)は(甲)に申請・契約します。			
※竹林精舎の法名塔(墓石)に故人様の俗名・戒名(法号)・年齢を彫刻して永遠に残しますか？ 墓石に彫刻を希望される方は彫刻代として、1霊につき費用を頂戴します。(刻印料金は変動あり)			
対象者の合同永代供養は、お正月・春と秋の彼岸供養・7月のお盆・8月のお盆供養。 妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(4月)、永代供養者の施餓鬼供養も行う。 年6回供養する			

妙鏡院 竹林精舎合同永代供養墓 生前申請 契約書

※ 契 約 内 容 ※

第1条 請負者妙鏡院(以下、【甲】という。)と申請者(以下、【乙】という。)は次のとおり契約(以下【本契約】という)を締結する。

(甲・乙)は、契約に際し、関係法令第1条～第15条の契約内容を遵守すること。

第2条 契約に関し、(甲)の瑕疵によらない事柄についてトラブルが生じた場合は、(乙)もしくは(乙の代理)乙側の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。乙側に誰もいない場合は(甲)に一任する。

第3条 永代供養対象者(以下『対象者』という。)は、その宗旨(各宗派)に関わらず、(甲)の信者として(甲)の供養方式で永代供養を受けるものとする。(甲)の供養以外での供養方式は一切禁止とする。

第4条 竹林精舎(合同永代供養塔)に対象者は埋葬(納骨)する。ペットの埋葬は一切出来ない

第5条 (甲)は、(甲)が存続する間、(甲)の方式で責任を持って対象者の御霊供養を永遠に行うものとする。ただし、天災や戦争など避けがたい事情により、供養が出来なくなった場合はその限りではない。

第6条 (甲)は、遺骨のみを預かり供養する。位牌は一切預からない。竹林精舎合祀墓に埋葬する対象者の遺骨は粉末にして合祀墓に埋葬する。埋葬後は(甲)にある他の永代供養への変更は一切出来ない。

第7条 対象者を(甲)の永代供養過去帳に記入し保管するも法令等に基づく場合を省き一切公開・公表はしない

第8条 (乙)は(甲)が定める永代供養料(対象者人数分)と合祀墓に納骨/埋葬供養費(対象者人数分)※オプションを申請者された方は(オプション費)を支払う。(支払いは契約の時に全額一括とする)

第9条 (甲)は(乙及び乙の家族)に年会費/護持会費・管理費・入壇料・毎年の合同永代供養料寄付・供養塔の追加建設に関する特別寄付なども含み永遠に求めないことを約束する。

第10条 (甲)は、永代供養対象者・それ以外の者のお葬式・年忌供養など別途供養申請があった場合原則お受けするも費用・お布施は別途頂戴する。(申請前にお布施・経費は住職に確認のこと)

第11条 対象者の年忌供養や別途供養を(甲)に申請する場合は、**1霊に付き 別途3万円**(お布施は変動あり)のお布施を頂戴する。供養内容によって別途経費が生じる場合あり。(乙は甲に確認のこと)

第12条 乙が契約書を紛失した場合、契約破棄と(甲)は判断するため再交付は絶対に致しません。

第13条 対象者の合同永代供養は、正月(新年)・春と秋の彼岸供養・七月のお盆・八月のお盆に供養する。妙鏡院檀信徒施餓鬼供養の時に対象者の施餓鬼供養も甲の本堂で行う。毎年6回合同供養する

第14条 本注意事項に関する以外の事項について、必要が生じた場合は、(甲)(乙)が協議の上解決を図る。乙及び乙の代理が協議に出席できない場合、乙は甲にすべてを一任するため甲の判断で速やかに解決する

第15条 契約終了後は如何なる理由でも契約解除・クーリングオフは適用しない お骨・費用は一切返還しない。

妙鏡院 竹林精舎合同永代供養墓 契約書



請負者	郵便番号	住 所	
(甲)	〒845-0004	佐賀県小城市小城町松尾3892-1 番地	
	電 話	0952-73-2882	
	妙 鏡 院	住職	阿比留 節 眞
申請者	郵便番号	住 所	
(乙)	-		
氏 名		Ⓜ	
契約年月日		年 月 日	
自 宅 電 話			
携 帯 電 話			
永 代 供 養 対 象 者			
俗名(生前の氏名)		年 齡 (満)	墓石に彫刻する・しない
		歳	○×を付けて下さい
没年月日			墓石の彫刻
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			
俗名(生前の氏名)		年 齡 (満)	墓石に彫刻する・しない
		歳	○×を付けて下さい
没年月日			墓石の彫刻
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			
※契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印・割印のうえ各自1通を保有します。裏面に記載の契約内容を(乙)は理解し承認したので、永代供養対象者について永代供養を(乙)は(甲)に申請・契約します。 ※竹林精舎の法名塔(墓石)に故人様の俗名・戒名(法号)・年齢を彫刻して永遠に残しますか？ 墓石に彫刻を希望される方は彫刻代として、1霊につき3万円頂戴します。			
対象者の合同永代供養は、お正月・春と秋の彼岸供養・7月のお盆・8月のお盆供養。 妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(4月)、永代供養者の施餓鬼供養も行う。 年6回供養する			

妙鏡院 竹林精舎合祀墓永代供養契約

※ 契 約 内 容 ※

- 第1条** 請負者妙鏡院(以下、【甲】という。)と申請者(以下、【乙】という。)は次のとおり契約(以下【本契約】という)を締結する。
(甲・乙)は、契約に際し、関係法令第1条～第15条の契約内容を遵守すること。
- 第2条** 契約に関し、(甲)の瑕疵によらない事柄についてトラブルが生じた場合は、(乙)もしくは(乙の代理)乙側の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。乙側に誰もいない場合は(甲)に一任する。
- 第3条** 永代供養対象者(以下『対象者』という。)は、その宗旨(各宗派)に関わらず、(甲)の信者として(甲)の供養方式で永代供養を受けるものとする。(甲)の供養以外での供養方式は一切禁止とする。
- 第4条** 竹林精舎(合同永代供養塔)に対象者は埋葬(納骨)する。ペットの埋葬は一切出来ない
- 第5条** (甲)は、(甲)が存続する間、(甲)の方式で責任を持って対象者の御霊供養を永遠に行うものとする。ただし、天災や戦争など避けがたい事情により、供養が出来なくなった場合はその限りではない。
- 第6条** (甲)は、遺骨のみを預かり供養する。位牌は一切預からない。竹林精舎合祀墓に埋葬する対象者の遺骨は粉末にして合祀墓に埋葬する。埋葬後は(甲)にある他の永代供養への変更は一切出来ない。
- 第7条** 対象者を(甲)の永代供養過去帳に記入し保管するも法令等に基づく場合を省き一切公開・公表はしない
- 第8条** (乙)は(甲)が定める永代供養料(対象者人数分)と合祀墓に納骨/埋葬供養費(対象者人数分)※オプションを申請者された方は(オプション費)を支払う。(支払いは契約の時に全額一括とする)
- 第9条** (甲)は(乙及び乙の家族)に年会費/護持会費・管理費・入壇料・毎年の合同永代供養料寄付・供養塔の追加建設に関する特別寄付なども含み永遠に求めないことを約束する。
- 第10条** (甲)は、永代供養対象者・それ以外の者のお葬式・年忌供養など別途供養申請があった場合原則お受けするも費用・お布施は別途頂戴する。(申請前にお布施・経費は住職に確認のこと)
- 第11条** 対象者の年忌供養や別途供養を(甲)に申請する場合は、1霊につき 別途3万円(お布施は変動あり)のお布施を頂戴する。供養内容によって別途経費が生じる場合あり。(乙は甲に確認のこと)
- 第12条** 乙が契約書を紛失した場合、契約破棄と(甲)は判断するため再交付は絶対に致しません。
- 第13条** 対象者の合同永代供養は、正月(新年)・春と秋の彼岸供養・七月のお盆・八月のお盆に供養する。妙鏡院檀信徒施餓鬼供養の時に対象者の施餓鬼供養も甲の本堂で行う。毎年6回合同供養する
- 第14条** 本注意事項に関する以外の事項について、必要が生じた場合は、(甲)(乙)が協議の上解決を図る。乙及び乙の代理が協議に出席できない場合、乙は甲にすべてを一任するため甲の判断で速やかに解決する
- 第15条** 契約終了後は如何なる理由でも契約解除・クーリングオフは適用しない お骨・費用は一切返還しない。

妙鏡院 竹林精舎合同永代供養墓 契約書

請負者	郵便番号	住 所	
(甲)	〒845-0004	佐賀県小城市小城市松尾3892-1 番地	
	電 話	0952-73-2882	
	妙 鏡 院	住職	阿比留 節 眞
申請者	郵便番号	住 所	
(乙)	-		
氏 名		⑩	
契約年月日		年 月 日	
自 宅 電 話			
携 帯 電 話			
永 代 供 養 対 象 者			
俗名(生前の氏名)		年 齢 (満)	墓石に彫刻する・しない
		歳	○×を付けて下さい
没年月日			墓石の彫刻
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			
俗名(生前の氏名)		年 齢 (満)	墓石に彫刻する・しない
		歳	○×を付けて下さい
没年月日			墓石の彫刻
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			
※契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印・割印のうえ各自1通を保有します。裏面に記載の契約内容を(乙)は理解し承認したので、永代供養対象者について永代供養を(乙)は(甲)に申請・契約します。 ※竹林精舎の法名塔(墓石)に故人様の俗名・戒名(法号)・年齢を彫刻して永遠に残しますか？ 墓石に彫刻を希望される方は彫刻代として、1霊につき3万円頂戴します。			
対象者の合同永代供養は、お正月・春と秋の彼岸供養・7月のお盆・8月のお盆供養。妙鏡院檀信徒施餓鬼供養(4月)、永代供養者の施餓鬼供養も行う。 年6回供養する			

出印章

妙鏡院 印

妙鏡院 竹林精舎合祀墓永代供養契約

※ 契 約 内 容 ※

- 第1条** 請負者妙鏡院(以下、【甲】という。)と申請者(以下、【乙】という。)は次のとおり契約(以下【本契約】という)を締結する。
(甲・乙)は、契約に際し、関係法令第1条～第15条の契約内容を遵守すること。
- 第2条** 契約に関し、(甲)の瑕疵によらない事柄についてトラブルが生じた場合は、(乙)もしくは(乙の代理)乙側の筆頭主か跡継ぎが責任を以って解決を図ること。乙側に誰もいない場合は(甲)に一任する。
- 第3条** 永代供養対象者(以下『対象者』という。)は、その宗旨(各宗派)に関わらず、(甲)の信者として(甲)の供養方式で永代供養を受けるものとする。(甲)の供養以外での供養方式は一切禁止とする。
- 第4条** 竹林精舎(合同永代供養塔)に対象者は埋葬(納骨)する。ペットの埋葬は一切出来ない
- 第5条** (甲)は、(甲)が存続する間、(甲)の方式で責任を持って対象者の御霊供養を永遠に行うものとする。ただし、天災や戦争など避けがたい事情により、供養が出来なくなった場合はその限りではない。
- 第6条** (甲)は、遺骨のみを預かり供養する。位牌は一切預からない。竹林精舎合祀墓に埋葬する対象者の遺骨は粉末にして合祀墓に埋葬する。埋葬後は(甲)にある他の永代供養への変更は一切出来ない。
- 第7条** 対象者を(甲)の永代供養過去帳に記入し保管するも法令等に基づく場合を省き一切公開・公表はしない
- 第8条** (乙)は(甲)が定める永代供養料(対象者人数分)と合祀墓に納骨/埋葬供養費(対象者人数分)
※オプションを申請者された方は(オプション費)を支払う。(支払いは契約の時に全額一括とする)
- 第9条** (甲)は(乙及び乙の家族)に年会費/護持会費・管理費・入壇料・毎年の合同永代供養料
寄付・供養塔の追加建設に関する特別寄付なども含み永遠に求めないことを約束する。
- 第10条** (甲)は、永代供養対象者・それ以外の者のお葬式・年忌供養など別途供養申請があった場合原則お受けするも費用・お布施は別途頂戴する。(申請前にお布施・経費は住職に確認のこと)
- 第11条** 対象者の年忌供養や別途供養を(甲)に申請する場合は、**1霊に付き 別途3万円**(お布施は変動あり)のお布施を頂戴する。供養内容によって別途経費が生じる場合あり。(乙は甲に確認のこと)
- 第12条** 乙が契約書を紛失した場合、契約破棄と(甲)は判断するため再交付は絶対に致しません。
- 第13条** 対象者の合同永代供養は、正月(新年)・春と秋の彼岸供養・七月のお盆・八月のお盆に供養する。
妙鏡院檀信徒施餓鬼供養の時に対象者の施餓鬼供養も甲の本堂で行う。毎年6回合同供養する
- 第14条** 本注意事項に関する以外の事項について、必要が生じた場合は、(甲)(乙)が協議の上解決を図る。
乙及び乙の代理が協議に出席できない場合、乙は甲にすべてを一任するため甲の判断で速やかに解決する
- 第15条** 契約終了後は如何なる理由でも契約解除・クーリングオフは適用しない お骨・費用は一切返還しない。

永代供養対象者

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

永代供養対象者

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			

俗名(生前の氏名)	年齢(満)	墓石に彫刻する・しない	
	歳	○×を付けて下さい	
没年月日			
		墓石の彫刻	
戒名(法号)をお持ちの方は下記の空欄に記載して下さい。			